

「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回）」
議事録

日 時： 平成23年10月14日（金） 14:30～16:30

場 所： 熊本県青年会議2階大ホール

出席者： 国 植田河川部長、森川河川調査官、鈴木河川計画課長
高木熊本河川国道事務所長、酒井立野ダム工事事務所長
県 戸塚土木部長

流域市町村 （^{くまもと}熊本市）高田都市建設局長、（^{あそ}阿蘇市）高橋土木部長
（^{おおつ}大津町）家入町長、（^{きくよう}菊陽町）後藤町長
（^{たかもり}高森町）廣木建設課長、（^{みなみあそ}南阿蘇村）市原副村長、（^{にしはら}西原村）坂本副村長

司会)

それでは定刻となりましたので、只今より立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回）を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます、九州地方整備局河川部の森川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ご参加の皆様方並びに報道関係者の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては円滑な運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料のクリップをはずしていただきますと、会議次第、これ1枚ものがございます。座席表、1枚ものがございます。このほか資料につきましては右肩に番号を振ってございます。

「資料-1」といたしまして本日の「出席者名簿」、「資料-2」といたしまして、「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の規約」、「資料-3」といたしまして、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等の点検方法」、「資料-4」といたしまして、「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について」、「資料-5」といたしまして「立野ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」また、「参考資料-1」といたしまして、第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議配布資料より「個別ダム検証の進め方」以上でございます。過不足とかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

センターテーブルの方々には、熊本河川国道事務所の事業概要、白川の斜め写真集及び白川水系立体模型図、前回までの会議資料1式をお付けしてございます。適宜ご利用頂ければと思います。

なお、本日の出席者の方々につきましては、本来お一人お一人ご紹介すべきではございますけれども、資料-1でご出席の方々のお名前をご紹介しておりますので、ご紹介に代えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、九州地方整備局河川部長の植田よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

河川部長)

九州地方整備局、河川部長の植田でございます。どうぞよろしくお願い致します。本日は大変お忙しい中ではございますけれども、この立野ダム建設事業の検討の場にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は河川行政を始めとしまして国土交通行政全般にわたりまして多大なるご支援を賜っておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

この立野ダムにつきましては先般、私も現地を拝見をさせて頂きまして、事務所長の方からも事業の現在の状況を説明をしていただきまして、また、地域の方々の様々なご苦勞についてもお話を伺ったというところでございます。まさに本体工事目前に致しましてこの「検証」のステージに入ったということでございますけれども、公共事業全般の必要性が厳しく問われているこの世の中にありまして予断を持つことなく検証をするということは極めて大事な事であろうというふうに思いますが、一方で、特に今年に入りまして東北の大震災あるいはその後の台風12号、15号の被害を含めまして全国的に今まで想像することが出来なかったような災害というものも起こっているのも事実でございます。地域の安全安心の確保を図る上ではこの検証作業もはやく進める事によって地域の治水安全度をどう高めるのかとこういった結論を一日も早く得ることもまた重要なことというふうに強く感じているところでございます。

本日の検証作業でございますけれども、事業の点検、また複数の治水対策案、ダムに代わる代替案を含めてですね、複数の治水対策案の立案並びに概略評価ということの説明させて頂こうと思っております。その中からまたさらに詳細に検討を進める代替案の絞り込みということを行っていきたいと思っておりますが、どうぞ皆様からの忌憚のないご意見を期待を致しまして冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会)

ありがとうございました。それでは、3.の議事に入りたいと思います。

本日の議事は、只今の河川部長の挨拶にもございましたとおり、具体的には、先ほどの資料集の1番最後に付いておりますが1枚紙の参考資料1をごらん頂きたいと思っております。

個別ダム検証の進め方というものでございますが、赤囲みでお示ししております、中程の「複数の治水対策案の立案」及び「概略評価による治水対策案を抽出」ということで、本日検討の内容をご報告させていただきます。

それぞれ説明の後に、各質問やご意見を頂く時間を取らせていただこうと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に「資料－３」といたしまして、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等の点検方法」について、立野ダム工事事務所の酒井所長より説明をお願い致します。

立野ダム工事事務所長)

立野ダム工事事務所の酒井でございます。

それでは私の方からですね、配布しております右上に「資料－３」と表示しております、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等の点検方法」ということについて説明させていただきます。

それでは、点検の目的でございます。

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第４ １ 再評価の視点」(1)事業の必要性等に関する視点①で規定されておりますところの「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」に基づきまして、雨量データ及び流量データの点検を行うものでございます。

次、点検内容でございます。

雨量データにつきましては「検討に使用しております値につきまして、月表や年表等のデータ記載資料と差異がないことを確認し、必要に応じて観測記録等の照合も行う。」「雨量の平面的な分布について等雨量線図を用いて特異なデータがないことを確認する。」また、「近傍観測所における同一洪水での降雨の時間分布（ハイエトグラフ）を比較し、異なる傾向を示すデータがないことを確認する。」こととしております。

次に、流量のデータにつきまして「流量観測データについて、流量計算書、断面計算書、観測所横断図等のデータ記載資料の点検を行い、データや H-Q 式等に問題がないことを確認する」こととしております。

これらの点検が終了次第ですね、報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

司会)

ありがとうございました。ただいま、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等の点検方法についてご説明をしていただきましたが、点検が終了次第、報告をお願いすることといたします。

それでは、議事に入ります。「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について」ということで、事務局案に対しまして、構成員の皆様方よりご意見を頂き、議論を深めていければと考えておりますのでよろしく申し上げます。

それでは「資料－４」につきまして、熊本河川国道事務所の高木所長より説明をお願いしたいと思います。

熊本河川国道事務所長)

熊本河川国道事務所の高木でございます。

それでは「資料－４ 複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について」とうことでご説明致します。

では1ページ目でございます。

白川における治水対策の現状と課題についてであります。白川は昭和28年6月に戦後最大の洪水を受けまして河川改修に着手しております。昭和40年代から60年代にかけては、写真の右下にありますけども不法占用家屋等の是正、又、左下の写真であります、昭和55年の出水を受けての緊急的な河川改修事業などを行っております。近年では「森の都熊本」の象徴であります、写真右上になりますが大甲橋上流の「緑の区間」における治水と景観などを融合した河川改修など、着実に流下能力の向上を図っているところでございます。

しかしながら、未だ整備途上段階にあるため、現時点で大きな洪水が発生すれば、市街部で広範囲に渡りまして氾濫被害が発生する恐れがあるわけであります。

次お願いします。

白川水系河川整備計画の概要でございます。本整備計画につきましては平成14年7月に熊本県と共同で策定しているものでございます。

河川整備計画におきましては阿蘇ブロック、中流ブロック、市街部・下流ブロックの3つのブロックに分けて整備の内容を定めているところであります。

阿蘇ブロックにおきましては、現在の阿蘇市の黒川沿川において遊水地7ヶ所を建設し阿蘇市域の家屋浸水を防御すると共に、黒川と白川の合流点下流の立野に洪水調節を目的とした立野ダムを建設し、黒川遊水地群の洪水調節効果とあわせまして、立野ダムより下流について洪水流量を低減させることとしております。

中流ブロック、こちらは直轄上流端の小礮橋から上流9.4km区間になりますけども、毎秒1,500トンを河川で安全に流す計画としております。

市街部・下流ブロック、こちらは直轄区間になります、昭和55年及び平成2年の洪水と同程度の洪水を安全に流すこととしておりまして、基準地点であります代継橋地点での流量毎秒2,300トンを洪水調節施設で毎秒300トン調節いたしまして、毎秒2,000トンの流量を河川で安全に流す計画でございます。

次お願いします。

3ページであります。治水対策案を立案するうえで前提となります白川沿川の特徴についてご説明いたします。

白川沿川は、国が管理する直轄区間と熊本県が管理する指定区間で地形・地域条件が異なりますので、治水対策案の立案にあたっては、これらを踏まえた検討が必要となります。

下流の直轄区間沿川は下に写真と断面をつけておりますが、市街化が非常に進んでおりまして、また天井川となっております。氾濫した場合については、広範囲にわたって

熊本市庁舎を含め中心市街地において大きな被害が発生することが予測されております。一方、中流の指定区間沿川ですが、主に田畑が広がっておりまして、地形的には河岸段丘となっているため被害は川沿に集中することが予測されております。

次に、4ページ目、5ページ目、あわせて左側が5ページ、右側が4ページであります。これは前回の検討の場で説明いたしましたが「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている方策について河川を中心とした対策、流域を中心とした対策これが次のページになっておりますが、それを一覧にしてまとめたものでございます。各々の説明は前回説明しておりますので、今回は省かせて頂きます。

次に6ページ、7ページ、これもいっしょに出して頂きたいと思っております。6ページ、7ページ並んでおりますけれども、各方策の白川流域への適用性についてまとめております。

上段に立案の基本的な考え方を示しております。その中の1. で整備計画の各ブロックの流量の考え方、それから、2. で実施要領細目に示されている方策に沿って、立野ダムを代替する効果を有する方策の組合せの案を基本として立案するという事、また、3番で複数の治水対策案は、平成2年洪水などを対象とした白川水系河川整備計画と同程度の治水安全度を達成することを基本として立案すること、それから、指定区間の整備計画未策定区間の対策案立案の考え方について記載をしております。

それから、下の表であります。細目に記載されております各方策についてであります。青色で着色、ちょっとわかりづらいですが、青色で着色がある箇所は組合せの対象としている方策になります。それから黄色で着色は方策であります。河道・流域管理、災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策であります。これについては全ての案に組合せせる方策であります。無着色、着色が無い箇所の案につきましては今回の検討の組合せには対象としてない方策であります。

極力適用する方向で検討しておりますけれども、例えば6ページの2番であります。白川流域には既設のダムがありませんので、このように物理的に適用できない方策とか、経済的・社会的・技術的課題などにより適用が難しいという方策についてであります。ここで白抜きが2番、9番、10番、11番、12番、次のページで、17番、19番、26番であります。こういった方策については、除外をさせて頂いております。理由については適用性の欄に記述のとおりであります。

次をお願いします。

次、治水対策案の組合せの考え方であります。

治水対策案については下に書いてありますが、5つの考え方に基づいて組合せを検討しております。

1つ目が「洪水を安全に流下させる案」であります。流域の地形・地域条件に応じまして河川で安全に流下させる方策、つまり掘削とか引堤とかかさ上げ、放水路の組合せ、そういったもので検討をいたします。

2つ目が「できるだけ洪水を河道外に貯留する案」その案といたしまして、洪水を河道

外に貯留させる遊水地を検討したうえで、安全度が不足する分について河道の対策を行う案でございます。なお、河道の対策といたしましては用地買収や構造物の改築が一番少なくなりコスト的にも最も優位となります河道掘削と組み合わせることとしております。

それから、3つ目でございますが「できるだけ雨水の河川への流出を抑制する案」その案といたしまして、雨水貯留施設、雨水浸透施設、水田等の保全（機能の向上）を実施いたしまして雨水の河川への流出を抑制したうえで、安全度の確保が不足する分について河道の対策を行います。なお、河道の対策としましては先ほどと同じように河道掘削と組み合わせるものといたします。

それから4つ目でございますが、「洪水氾濫に対して家屋被害を防ぐ案」、洪水氾濫に対しまして家屋被害を防ぐために、上流で家屋が点在している区間において家屋部を洪水氾濫から守るとともに、土地利用規制を行いまして資産の集中を抑制するということとあります。それ以外の区間については河道にて安全に流下させるものといたします。なお、河道の対策といたしましては先ほどと同じ河道掘削と組合せるものであります。

5つ目が「できるだけ雨水の河川への流出を抑制したうえで、洪水氾濫に対して家屋被害を防ぐ案」であります。これはさきほど説明いたしました3番目と4番目を組み合わせた案でありまして、これも河道掘削と組合せをするものであります。

次でございますが、今説明した組合せの考え方につきまして一覧表を示しております。ちょっと見づらいんですけど、お配りした資料の方で見て頂きたいのですが、全部で14の治水対策案を立案しております。1番左が河川整備計画であります。その右の①～⑭が、河川整備計画と同程度の安全を確保するための、ダムに代わる治水対策案ということになります。

この14案の立案に際しては、無数に組合せのケースがありますが、沿川の地形や土地利用状況などを考慮いたしまして、1の方策で7案、2の方策で4案、それから3、4、5の方策でそれぞれ1案、組み合わせとして14案を提案しているところであります。また、全ての案で整備計画の河道改修と黒川遊水地群の建設を行うということにしております。

次お願いします。10ページ、11ページ、左側に11ページ右側に10ページを示しております。

これは「河川整備計画」であります。

右側の10ページの方に数量が130万m³とか書いてございますが、この概算の工事数量は、現時点におきまして、今後必要となる整備計画の残工事の数量であります。このあと各案説明していきますけれども、後に出てくるそれぞれの案の工事数量も、目標達成までに今後必要となる工事数量として概算で取りまとめております。

11ページ右下に凡例がございますけれども、整備計画では河道の整備としまして築堤及び河岸掘削を行う、それから、流下障害となっております3つの橋梁について改築を行います。また、白川・黒川合流点下流に立野ダムを設置して、支川黒川に遊水地を今後4

箇所建設するということで河道のピーク流量を低減させる計画であります。

次に12、13ページをお願いします。

これから同じ様な並びでスクリーンに映していきます。右が12ページ、左が13ページであります。

これはまず、対策案1ということで、全川的に河道の掘削を行う案であります。

先ほど申し上げましたように、河川整備計画の河道改修及び黒川遊水地群の建設を行うというのが前提であります。流下能力が不足する分について河道の掘削を行いまして、河川整備計画と治水安全度を同じ程度で確保するというものであります。

河道改修の内容といたしましては、掘削が約200万m³、築堤が約20万m³、残土の処理が約180万m³、そういった数字が並んでおります。河道の掘削に伴いまして新たに3つの橋と8つの堰の改築が必要となるということでもあります。

留意事項といたしましては、扱う土量が増えますので土砂搬出に伴う交通への影響等、土捨場の確保等配慮する必要があります。13ページに対策のイメージや位置図をまとめております。右下の凡例のところ「整備計画」と書いておりますのが河川整備計画における対策、「治水対策案」と書いておりますのが今回ダムに替わる治水対策案として新たに行う対策であります。以降のページも同じ様な形でまとめております。

次に14、15ページでございます。

これは対策案の2つめですが引堤であります。これは条件は先ほどとまったく一緒であります。黒川遊水地群の建設、河道改修も行います。流下断面積が不足する分について引堤を行うという案でございます。

土量はここにお示ししたとおりであります。引堤に伴いまして新たに11の橋の改築が必要となります。また、用地取得や家屋及び事業所等約800戸の移転が必要となります。

留意事項といたしましては、土砂搬出に伴う課題は同じですが、用地取得、家屋・事業所等の移転が生じまして、地域社会に与える影響が懸念されるというところでもあります。

次、16、17ページを開けてもらいたいと思います。

この案は堤防のかさ上げであります。流下断面積が不足する分を堤防のかさ上げで補うという案であります。

土量は記載のとおりですが、堤防かさ上げに伴いまして新たに16の橋の改築が必要となります。

留意事項といたしましては、堤防のかさ上げによりまして、全川にわたって水位が高くなり被害のポテンシャルが増大します。多くの道路橋・鉄道橋、白川に架かっておりますが、そういった橋梁のかさ上げをする必要が生じ、地域社会に与える影響についても懸念される所でございます。

次に18、19をお願いします。

この案は第4案ですが、この案につきましては有明海までの放水路と河道の掘削

の組合せの案であります。

不足分につきまして、直轄区間上流に放水路の呑み口を建設いたしまして、そこから直接有明海に放流できるように放水路を建設するというものであります。放水路の治水効果が及ばない放水上流で流下断面積が不足する箇所ではコスト的に最も優位と想定される河道の掘削を組合せる案であります。

土量はそこに書いておりますが、上流の河道の掘削に伴いまして新たに 5 つの堰の改築を行います。また、延長約 18km、掘削量約 180 万 m³ の放水路の建設を行うということでもあります。

留意事項といたしましては、掘削土砂の点は前の案と同じであります。洪水を白川からバイパスさせて直接有明海に放水するというものでありますので、有明海に与える影響について確認の必要があるということでもあります。

19 ページ右下の凡例に示しておりますとおり、青色の点線で示しておりますのが放水路の位置でございます。以降の放水路の図面についても同様の書き方をしております。

次、20、21 ページをお願いします。

第5案になりますが、坪井川への放水路と河道の掘削の組合せであります。

これも、直轄区間の上流に放水路の呑み口を建設いたしまして、そこから白川の右岸側を並流する坪井川への放水路の建設、坪井川の改修を行うという案でございます。洪水流量が増加する坪井川及び放水路の治水効果が及ばない放水上流においては、コスト的に最も優位と想定される河道の掘削を組み合わせる案であります。

土量等はお示しのとおりであります。河道の掘削に伴いまして新たに 5 つの堰の改築が必要になります。また、坪井川におきまして約 60 万 m³ の掘削を行います。また、延長約 3km、掘削量約 20 万 m³ の放水路の建設を行います。

留意事項といたしましては、放水路が熊本市水道の水源周辺を貫通するため、水源への影響、それから坪井川に白川特有のヨナが流入するため河川環境への影響等について確認する必要があります。

22 ページ、23 ページ目であります。

第6案であります。これは、緑川水系への放水路と河道の掘削の組合せ案であります。

これにつきましても、直轄区間上流に放水路の呑み口を建設いたしまして、そこから白川の左岸側を並流する緑川への放水路の建設、緑川・加勢川の改修を行うというものであります。洪水流量が増加する緑川及び放水路の治水効果が及ばない放水上流においては、コスト的に最も優位と想定される河道の掘削を組み合わせる案であります。

土量はお示しのとおりでございますが、河道の掘削に伴いまして新たに 5 つの堰の改築を行います。また、緑川におきまして約 160 万 m³ の掘削を行います。また、延長約 9km、掘削量約 50 万 m³ の放水路の建設を行います。

留意事項といたしましては、掘削土砂が増加しますのでその搬出に伴う影響、それから放水路が熊本市水道の水源周辺を貫通するため水源への影響、それから緑川等に白川特有

のヨナが流入するため河川環境への影響について確認する必要があります。

次、24ページ、25ページ、第7案目であります。

これにつきましては同じく緑川への放水路をつなぐ訳でございますが、もっと下流、先ほどの第6案より下流側につないで放水する案であります。

それにおきましても、河道の掘削に伴いまして新たに6つの堰の改築を行います。また、緑川において約70万m³の掘削を行います。また、延長、さきほど9kmでございましたが、今回約7kmの放水路、掘削土量が約40万m³ですが、その建設を行います。

留意事項は先ほどと一緒にございまして、やはり緑川等に白川特有のヨナが流入する、そういった事で河川環境への影響について確認する必要があります。

それから26ページ、27ページ、第8案でございます。

第8案からが洪水を河道外に貯留する案となります。

まず第8案ですが、遊水地と河道の掘削の組合せであります。これは、条件は河川整備計画の河道改修及び黒川遊水地群の建設を行うというのはまったく一緒でありまして、更に上流の支川黒川に、現計画とは別に新たな遊水地を増設ということであります。遊水地による治水効果が不足する箇所については、先ほどと一緒にですが、河道の掘削を組合せる案で計画をしております。遊水地の方式は掘込式であります。

土量等は資料のとおりであります。河道の掘削に伴いまして、新たに3つの橋と3つの堰の改築を行います。それから、遊水地を合計5箇所と1箇所増やしておりますので掘削土量等が増加する、それから用地買収約140haが生じるということになります。

留意事項といたしましては、土地所有者の理解や地域との合意形成、それから掘削土砂の搬出等の影響など確認する必要があります。

27ページの右下の凡例に示しておりますとおおり、青丸で示しておりますのが整備計画で今後整備する遊水地、4つであります、赤丸で示しておりますのが更に治水対策として実施する遊水地ということになります。

次の28、29をお願いします。

第9案目になります。これは遊水地と河道の掘削の組合せで、白川の中流に遊水地を設置するという案であります。先ほどは、支川の黒川でしたがこの案は白川の中流に遊水地を設置する案ということになります。

これにつきましては、組み合わせとしては、安全度が保てないところについては河道の掘削を組み合わせられておきまして、遊水地の方式は、先ほどと同じ掘込式であります。

まあ、土量等についてはそこに書いてありますが、河道の掘削に伴いまして、新たに5つの堰の改築を行います。また、遊水地を合計6箇所設置するという事になりますので、黒川で4箇所、中流で、この絵にありますように2箇所ということで、計6箇所設置することになりますので、掘削土量と残土の処理等が増加しまして、また、約230haの用地買収が生じるということになります。

留意事項といたしましては、土地所有者の理解や地域との合意形成、それから土量が増

えますので、それに対する影響などについて確認する必要があるという事であります。

次をお願いします。

次が第10案であります。第10案についても遊水地と河道の掘削の組合せでありまして、上流の支川黒川に地役権方式の遊水地を設置するという案であります。

上流の支川黒川に新たに地役権方式の遊水地の増設を行うこととなりますけれども、治水効果が不足する箇所においては河道の掘削を組み合わせしております。

不足するところの河道掘削に伴いまして、この案では新たに3つの橋、それから8つの堰の改築が生じてまいります。また、遊水地を合計8箇所、プラスの4箇所になりますけれども、8箇所設置するという事になりまして、掘削土量等が増加するという事になります。それから約130haの用地買収と約310haの地役権補償を行うということになります。

留意事項といたしましては、土地所有者の理解や地域との合意形成が必要でありますし、掘削土量等が増えますので搬出に対する配慮、それから、広範囲に農地に土地利用の制限がかかることとなりますので、そういったものについての影響を確認する必要があります。

32ページ、33ページに対策案の11を示しております。

これにつきましても遊水地と河道の掘削の組合せの考え方は一緒でありまして、先ほどの案と違いますのは、現行計画の黒川遊水地群を有効に活用するという案でございます。この案といたしますのは、整備計画では7つの遊水地を造ることになっておりまして、3つは出来ています。あと4つを造った上で、更なる掘込、拡幅を行うという案であります。それによっても治水効果が不足する箇所においては河道掘削を組み合わせるということでありまして、遊水地の方式としては掘込式ということでありまして、前案と同じであります。

河道の掘削に伴いまして、新たに3つの橋、3つの堰の改築を行います。また、遊水地を4箇所設置しまして、3箇所を改築するという事でありまして、掘削土量等が増加するという事になりますし、約120haの用地買収を行うということになります。

留意事項といたしましては、土地所有者の理解や地域との合意形成、それから掘削土砂の搬出に伴う影響、そういったものについて確認する必要があるということになります。

33ページの右下の凡例に示しておりますとおり、青丸が整備計画で今後実施する遊水地4カ所で、それから黄色丸が整備計画で位置づけられている遊水地のうち既に完成している遊水地3カ所、赤丸が治水対策案として掘削とか拡幅を行う遊水地ということで、ちょっと色分けをしております、若干見辛いんですが、そういう色分けをしているところになります。

次は、12番目の対策案、これにつきましては流域対策となります。

流域対策といたしましては、雨水貯留施設、それから雨水浸透施設、水田等の保全及び機能の向上、河道の掘削の組合せということになります。

これも条件としては整備計画の河道改修と黒川の遊水地群の建設を行うということは同じ条件になります。その条件の下で、白川流域内において雨水貯留施設、雨水浸透施設の設置と水田の保全というのを行うということになります。それで治水効果が不足する分に

については、前の案と同じように河道の掘削を行うという案であります。

土量等は示しているとおりでありますが、河道の掘削に伴いまして、新たに 3 つの橋、それから 8 つの堰の改築を行います。また、流域内の学校・公園への雨水貯留施設の設置、それからため池を活用した雨水の貯留、家屋への浸透升の設置、水田の改良等を行います。

留意事項といたしましては、地域の皆様、関係者の皆様のご理解・ご協力が必要になるということでもあります。

37 ページに流域対策のイメージを付けております。左下の図が校庭等を利用した貯留施設、それから右上、これが水田等の保全、畦畔を嵩上げてそこに貯留すると、それから右下の方にこれは浸透升、浸透トレンチの概要、こういった物を家庭に設置しようという案であります。

次が 13 案目になります。

13 案目につきましては流域対策であります、輪中堤、それから遊水機能を有する土地の保全、部分的に低い堤防の存置、土地利用規制それから河道の掘削の組合せであります。

条件は全く一緒に整備計画の河道改修と黒川遊水地群の建設は行います。それで足りない分については河道の掘削を行うという条件は全く一緒であります。中流域で集落が点在する箇所におきましては輪中堤を造ります。それから遊水機能を有する土地の保全を致します。部分的に低い堤防はそのまま存置致します。それから土地利用の規制を行います。これによりまして、宅地部分において河川整備計画と同程度の治水安全度を確保しようというものであります。

土量等はそこにお示ししておりますが、河道の掘削に伴いまして、新たに 3 つの橋、5 つの堰の改築を行います。中流域で集落が点在する箇所におきましては輪中堤を整備して、それ以外の箇所については堤防を低いまま存置させます。その周辺の遊水機能を有する土地の保全、土地利用規制を行うということでもあります。そのイメージは 38 ページに示しているところでございます。

留意事項といたしましては、やはり地域の皆様、関係者の皆様のご理解・ご協力が必要ということになります。

次に 39、40 ページをお願いします。

これは最後の案であります、先ほど説明しました対策案 12 と 13 の組合せということになりますので、全く 12、13 をそのまま足し合わせた案ということになります。

留意事項といたしましては、同じように地域の皆様、関係者の皆様のご理解・ご協力が必要ということになります。

次に 41 ページ目であります。

ここまで、立案しました 14 の治水対策案について概要を説明いたしました。これから概略の評価を行う必要があるわけではありますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」で示されております。それを 41 ページに、いま開けておりま

すけれども、41ページに記載をしておるところであります。その有識者会議で示されております概略評価による治水対策案の抽出の考え方でございますが、一つ目としましては評価軸で概略的に評価すると、1つ以上の評価軸に関して明らかに不相当と考えられる結果となる場合は、当該治水対策案を除くという考え方。二つ目としましては、同類の治水対策案がある場合は、それらの中で比較し最も妥当と考えられるものを抽出するとなっております。

42ページに今回の概略評価による治水対策案の抽出の方針を記載しておりますけれども、今回提示した複数の治水対策案について、グループ内で最も妥当な案を抽出することとします。ここに下に示しておりますが、グループが1から5ありますが、この5つのグループの案を対象として複数案あるものについては、グループ内でコストや実現性によって選定するということにいたします。

次に43、44ページであります。

まず43ページであります。グループ1の「洪水を安全に流下させる案」であります。ここが7案ありますけれども、この7案中「コスト」それから「実現性」の観点でこの中からは1番目「河道の掘削」を抽出させて頂きました。

次に44ページ目であります。グループ2、ここが4案ありました。「できるだけ洪水を河道外に貯留する案」であります。これも「コスト」や「実現性」の観点から4案中で11番目の「黒川遊水地群の活用と河道の掘削の組合せ」を抽出しております。

それからグループ3、グループ4、グループ5につきましては、各グループ1案でありましたので、各グループ1案それぞれを抽出しております。なお12、13、14の案がありますが、これにつきましては、1つであったということもありまして概算事業費の算出は行っておりません。

次に、45ページになりますが、今回の検討の場ではこの概略評価による治水対策案の抽出までとしております。今回抽出いたしました案につきましては、今後、パブリックコメントを実施しましてご意見等を伺い、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして評価軸による評価を実施することとなります。なお、評価軸につきましては45ページに有識者会議の資料を抜粋しておりますが、「安全度」「コスト」「実現性」「持続性」「柔軟性」「地域社会への影響」「環境への影響」という7つの評価軸に基づき実施することとなります。

以上で、資料4の「複数の治水対策案の立案について」の説明を終わります。

司会)

ありがとうございました。只今、複数の治水対策案の立案ということでございまして、盛りだくさんの内容の説明でございましたのでもう一度整理をしたいと思っておりますが、6ページ、7ページを資料開いて頂きますと、6ページの方が河川を中心とした対策といえますか方策ということで示されております。7ページが流域を中心とした対策ということで

それぞれ方策を示されておりまして、これらを白川流域の適用性ということで整理がされておりまして、1ページあけて頂きまして、8ページでございますが、それらの方策を白川に適用するにあたって組合せを考えたとということで、ここに書いてございます5つの考え方に基づいて組み合わせを考えられた。その結果として9ページでございますが、全部で14の方策を立案したということで、それぞれのグループとしては下の方に1, 2, 3, 4, 5と5つの大きなカテゴリーに分けて14の方策を立案した。それらの具体的な内容が次の10ページから40ページまでに掲載されています。そして41ページでございますが、それらを概略評価をするということで、41ページの考え方に基づき評価をされたということで、43, 44がその結果として1のグループでは1番が判定された、2番では11番が判定された、3, 4, 5では、事業費は精査中でございますが、それぞれ一つということで12, 13, 14が判定され、合計5案の案が今回の概略評価ということで抽出されたということのご説明でございました。これから、一連の事務局案に対しまして、構成員の皆様方よりご意見を頂きまして、議論を深めて参りたいと思っております。

なお、本日は、概略評価の一つの指標といたしましてコストによる判定のご紹介もありました。コストに関連して、前回、第1回目での検討の場で事業費の点検ということで、立野ダムの残事業費をお示しいたしております。その際、熊本県さんの方から、総事業費について県庁内の方でご確認したいとお話がありました、それについていかがでしたでしょうか。熊本県さん

熊本県)

熊本県の土木部長戸塚でございます。今、お話がありましたとおり、第1回の「検討の場」でお願いいたしました、事業費関係の資料につきましては提示頂きまして感謝申し上げます。お示し頂きました資料によりまして事業費変更の経緯とか、理由等につきまして確認させて頂きました。

資料には、各項目におきまして当初の計画時点には想定できなかった内容が事業費変更の理由として挙げられておりまして、これらの必要性については県としても十分認識したということでございます。以上でございます。

司会)

ありがとうございました。

それではご意見頂きたいと思っております。本日の資料、各市町村さんの地域に密接に関係いたします治水対策が提案されております。そういうことで色々ご意見を頂いていこうと思っております。

熊本市さんいかがでしょうか。

熊本市)

熊本市でございます。14にのぼります対策案ということで、このようにまとめいただいて大変だったろうなと思います。まず、敬意を表したいと思います。そのなかで14の中でも43ページ44ページで一応の判定がされているところではございますけども、確認の意味も含めまして、例えば⑤の坪井川への放水路案とかというものを考えてみますと、ここにも書いてありますけれども地下にわたりまして大きな物、管として通していくと、我々にとりましては、想像を超えるような工事になるのではというふうにも思いましたし、また、加勢川への放水路案が、治水対策案の6とか7とかで出ておりますけれど、我々、議会で、現在の市域の南西部におきます治水対策というものが度々取り上げられておりまして、今の加勢川自体の河川改修の遅れというのが指摘されておりまして、それに対する対応ということでいろいろ、県さんと一緒になりまして考えているところではございまして、それに加えてまた加勢川の方に水を流していくというようなこととなりますと、これはとんでもないという率直な感じも受けたところでございます。また、河道の掘削というものは全てのものに共通していると思われましますが、その際に堰の管理者だとかですね、例えば漁協などの関係者の皆様とは相当な協議がないと厳しいのではないかと、もしその辺の見通しといたしますか、仮にこういう案をする時に、これまでのご経験からいわれて、どのくらい時間を見込まれているのかなと、もし判るならその辺のことちょっと教えて頂けないかなと思っておりますけれど。

司会)

ありがとうございました。

只今、2点、大きくわけましてご質問があったと思いますが、1点目が坪井川あるいは加勢川への放水の影響についてどう考えているのかという点。2点目が白川の直轄区間において堰の改築というのが有りますけれども、そのあたりに対する見通しということでご質問があったと思います。事務所の方でよろしくお願い致します。

熊本河川国道事務所長)

まず、坪井川・緑川の放水ですが、これは代替案の中で組み合わせとして計画したわけでありまして、可能な限り案を作っているということでありまして、坪井川でありますと、私どもも熊本城の前を流れているというのは重々知っておりますけども、環境の面とか色々な事もあります。それから護岸につきましても、矢板護岸ということで計画をしております。そういった意味では、色々まだ検討する事が非常に多くございますが、一つの案としてご理解して頂きたい。

それから加勢川について、私ども緑川・加勢川、管理者でありまして、今ご指摘のお話は重々理解をしております。それが実情ということはいくつも理解しております。それから堰の改築が色々な案が出てきております。やはりこれにつきましては、事例をいいますと渡鹿とか三本松とか十八口とか、直轄区間を見ますと、3つの堰で4つの土地改良区があっ

たり、最大の取水量が約1秒間に8ト、それから灌漑面積が1,300ha、そういったことを考えますと、非常に多くの関係者がおられることは事実でありまして、これらの関係者のご協力が当然必要になってくると思っております。

熊本市)

ありがとうございました。

我々も色々な工事とかする際に、堰の管理者、漁協等には大変、交渉に苦勞しているというようなことで、ちょっとお聞かせをさせていただきましたけれども、今回のこの評価の中には時間の話が、どのくらい掛かるだろうかというような事が、なかなかまだ上手く表現できていないのかなと我々感じております。我々と致しましては1日も早く、先ほど部長さんのご挨拶にも有りましたけれど、白川の治水安全度の向上というのが非常に強く願っているところでございますので、絞り込みで5つほど残っているものについて、出来ましたら時間軸でどのくらいかかるのだろうかと、そういったものも、次回お示しして頂ければ非常に我々としても参考になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

司会)

ありがとうございます。各治水対策案がどのくらい時間がかかるのかということでございましたが、これについては本局の方より。

河川計画課長)

九州地方整備局の河川計画課の鈴木と申します。ただ今、時間軸について次回以降に評価をという話がありました。所長の説明の中にもございましたけど、資料-4の最後のページに評価軸と評価の考え方ということで、次回以降、7つの評価軸に基づいて評価をやっていく中で、治水対策案に対しまして段階的に5年後、10年後どういうふうな形で安全度が確保されていくのかというところを評価するということになっていきますので、次回以降お示しさせて頂きたいと考えております。

司会)

ありがとうございます。熊本市さんよろしいでしょうか。

先ほどから治水対策案について議論しているわけですが、その他の市町村さんにつきましても治水対策案が今回提案されております。どなたからでも結構でございます。ご意見頂ければと思いますが、よろしくお願ひします。

熊本県)

熊本県からです。洪水を安全に流下させる案ということで、今いろいろと熊本市さんのほうから質問なりコメントがございましたけど、坪井川への放水ということになりますと、ご承知とは思いますが、県が管理しており、放水量というのが坪井川の計画流量と同等というようなそういった流量が流れこむということで、もしこれを実施するという立場の県としては非常に厳しいものがあるなという風に思っております。それと加勢川とか緑川のほうに放流するということになると、さきほど熊本市さんもおっしゃったんですけど、治水が安全なところであればいいんですけど、逆にここでもやはりいろんな問題を抱えております。そういったことで、流域を越えて放流ということになりますと非常に地域としての問題も大きくなっていくという恐れを抱いております。そういったなかで、放水路についてもちょっとテクニカル的な面になるかもわかりませんが、放水路というトンネルですけども通常山岳トンネルとか道路トンネルになりますと、土かぶりがかかりますので、上の土地についての問題はありませんけど、こういった都市部の放水路となりますとやはり上の地役権といいますか、土地関係どうなるかというのを心配しております。特に都市部市街地の中を放水路が入ってきますと、地下をいきますけども、上の方の表面の財産関係こういったところがこういった問題があるかなというのをちょっと懸念しております。下水道あたりでもそういった問題があるんですけど、通常下水道は公共用地、道路施設とかそういったところをいきますのでそういった問題はありませんけど、個人の民地の下を通るということになるとそういった問題が出るのではないかなという懸念を述べておきます。それと河道掘削、引堤、堤防かさ上げと1, 2, 3というのが43ページにございますけど、それぞれ独立した形での案ということになってはいますが、ある部分は掘削、ある部分は引き堤、ある部分は堤防かさ上げ、こういった複合といいますか、そういった形での案が考えられたかどうかというのを確認したいというのが2点目でございます。3点目と致しましては、河道の掘削ということになりますけれども、さきほど橋梁の架け替えとか、そういったのができましたけども、橋梁架け替えにあたっての問題点、いわゆる供用中の橋を架け替えるということになりますと、その機能をこういった形にするかという問題も出ます。そういったところのコストとか、あるいはそういったことをすることによって地域における色々な問題が出てくると思いますけど、その辺は概算事業費の中にどの程度まで想定して入れてあるかという点を確認させていただきたいと思っております。以上でございます。

司会)

ありがとうございました。まず1点目の坪井川等のお話につきましては、さきほどの熊本市さんのお話と同じでございますので、そういうふうなご懸念があるということで内容について記録していきたいと思っております。2点目でございます。放水路の話がございました。放水路の地役権等が必要なのではないかという話し、それから掘削とか引堤とか堤防かさ上げについて今単独で出しているけれども、複合案が考えられないかというご質

間だと思います。あと、橋を架け替えるときの仮橋の考え方あるいは地域への課題についてどういうふうに考えているかということで、大きく質問としては2点ほどあったかと思いますが、まず複合案について考えられないかについて事務所の方からご説明願いますか。

熊本河川国道事務所長)

いくつかの組合せを考えていく中で、先ほど説明を致したわけですがコストとか実現性というのを考えていくとやはり、コストが非常に重要なファクターということになります。そういったことで一応コストそれから用地取得がそう生じないということで河道掘削というのを全部に基本的に入れてきたということです。単独では引堤もやっておりますし、かさ上げも単独ではやっておりますが、組合せになりますと断面があるところでは引き堤、あるところは掘削、あるところはかさ上げとなりますと非常に断面が複雑になってきますし、そういうことも踏まえた上で河道掘削というのを共通の案として入れてあるということでございます。それから放水路の話はおっしゃるとおりでありますけど、例えば緑川へ放水路を築造するとき、私達の考えは直轄の道路下というのを考えています。2つ案があったと思いますが、放水路が長い方は北バイパス、東バイパスの下をずっと通していこうかと考えています。それから短い案の方は今の国道3号、そういったことでなるだけそういう公共の空間を使って放水路を築造しようかという案ではありますが、実現性の話はおいとしまして、そういった公共の空間をなるべく使うということではじいています。それから橋梁コストについては、仮橋というのは入れるか入れないかというのは、時期によると思うんですね。一気にやっしまえば2本分を1本で仮橋かけられるということもありますし、予算的に順番でいくのであれば、直轄区間でいくと熊本市内で仮橋が無ければ完全に交通が大混乱ということになりますので、基本的には仮橋が必要ということで治水対策案の中に含んで考えております。

司会)

ありがとうございました。資料の8ページ目を見て頂きたいのですが、今の所長のご説明にあったわけですが、多くの組合せを今回やっておられます。そのなかで白川の現状や特性に加えてコスト・実現性を踏まえて最終的に14案を絞り込んでいるわけですが、その前提では、先ほどの熊本県さんのご質問も引堤あるいはかさ上げ河道掘削の組合せもやった上で結果として河道掘削が最も安いので8ページに書いてございますようにコスト的に最も優位となる河道掘削の組合せで2番から5番の大きなグループの中では全てにわたって河道掘削が、例えば、9ページを見て頂きたいと思いますが、河川を中心とした対策の中では河道掘削をベースとして放水路であったりいろんな組合せをやっているというご説明でございました。補足しておきます。

他にご意見等いただきたいと思います。上流の方では遊水地等の計画をしているわけですが、よろしいでしょうか。阿蘇市さんもしくは遊水地は中流部にもございます

が、ご意見頂きますでしょうか。それでは菊陽町様。

菊陽町)

菊陽町でありますけれども、今回この14案について色々対策案を検討されたことにつきましては、大変だっただろうなと思い敬意を表しますけれども、菊陽町に一番関係のあるのが第2グループの9案でこの中ではバツにはなっておりますけれども、この遊水池の計画地でありますけれども、菊陽町の大規模な水田地帯で圃場整備等も終わっております、この農業投資を行ったいわゆる優良農地であります。特にこの地域は農業後継者も多く育っております、この水田地帯を中心にして現在は水稲あるいは露地野菜の人参や里芋、近隣にはメロン・トマト、イチゴ、花卉などの栽培が行われておりまして、農業地域集落の中では大変活気がある地域であります。そしてまたこの水田地帯は農業のみならず、地下水の涵養機能を持った地域でありまして、この地下水涵養のため水田の水張り等もしているような地域であります。そういうことでこの優良農地が遊水地となれば、農業経営の為の代替え地の確保というのは非常に難しく、大部分の農家は離農しなければならない状況になることも考えられます。そういうことで、地下水の涵養の方にも影響を与えるのではないかと思いますけれども、他の所についても農地を遊水地に変えることであれば、例えば農水省の方との協議でこういう代替えで使う場合に、農地を潰しても良いというような合意が得られるのかところもありますし、非常に農振法も農地法も改正されて優良農地については原則転用できないと聞いていますけれども、そういった面についても検討されたかどうかをお尋ねしたいと思います。

司会)

ありがとうございます。ただいま資料の29ページの中流部の遊水地につきまして、菊陽町さんの方よりご意見が有りました。事務所の方からよろしいでしょうか。

熊本河川国道事務所長)

第9案であります、治水対策としての1つの案として出させて頂いております。いまお話がありましたように、実施するということであれば多くの関係者や関係機関との協議が必要となると理解はしておりますし、優良農地に対する菊陽町さんの考え方というのを今日お聞かせ頂きましたので参考にさせていただきます。

司会)

ありがとうございます。その他ご意見を伺いたいと思います。上流の方にも遊水地の案が提案されているところがございますがご意見等ございますでしょうか。

阿蘇市さんの方からご意見は。

阿蘇市)

阿蘇市でございます。作業、大変だったと思います。上流域の阿蘇市といたしましては直接的にこの立野ダムの影響というのは、直接的な影響は考えにくいわけでございますけれども、現在、九州電力の黒川のダムがございまして、あのダムとこの立野ダムとの関係がどんなものかと。あのダムの開閉によりまして、上流域の阿蘇市の農地等の冠水あたりが相当影響を及ぼしますものですから。その関係がどのようなものかということを一つ懸念致しております。それと同時に、黒川流域に現在3箇所遊水地がございまして、これからまたあと4箇所ほどの計画がなされておると、いずれにしても、早めに着手して頂きましてですね、やって頂きたいなあということを望んでいるところでございます。簡単ですけど、以上です。

司会)

ありがとうございます。2点ございました。九州電力のダムの関係、それから遊水地、これにつきましては、今お話ありましたように、あと4カ所残っているので、早急に仕事をやって欲しいということでございますので、既設計画の促進というご要望としてお聞き致します。コメントございますか？

熊本河川国道事務所課長)

黒川の発電所の取水堰、確かにございます。これに発電用の管がここにつっこんであって、下流のほうの発電所で発電をしているというものでございますので、通常は堰として、水が貯まっていて、発電のための管にもっていくための、貯めてある堰でございます。これと治水が目的の立野ダムは直接関係しません。

阿蘇市)

あのですね。大雨とか洪水の場合には、逆流と申しますか、黒川が吐けないものですか、農地が冠水するんですよ。そこで、その立野ダムとの関係が、その発電所のその堰との関係がどんなものかということをお聞きしたかったんですけども。

熊本河川国道事務所課長)

すみません、高さ的な関係でしたら九電取水堰は立野ダムの湛水区間より上流であり、直接関係はありません。。

阿蘇市)

洪水のときはある程度早く堰を倒して頂きたいんですけども、なかなか九電のほう倒してくれないものから、バックウォーターの影響で冠水するわけなんです、農地が。

司会)

事務所の方で実態を調べて頂いて、またご説明して頂ければと思います。その他、本日の資料に関しましてご意見頂けるとありがたいと思います。大津町さんいかがでしょうか。

大津町)

大津町ですけれども、立野ダム関連等につきましては、漁業関係について、我々年中心配していますが、6月には水が足りないというようなことで、白川の魚が酸欠になるような状況でございます。それから、大津はともかくとして、西側の方の菊陽等の北部の方について、上井手からの給水関係でございますけれど、田植えができないというような状況があります。まあ、そういう意味において、穴あきダムはいかがかなというようなことも申しました。この前、河川部長のところにお見えになったものから、私が副会長をしております関係で、河川部長さんたちの方にお話しにいきました。その後、さっそく熊本市の方から、「立野ダム建設促進に対する抗議文」というものが送ってきております。これは何処から送ってきているのかと思ったら、『子守唄の里 五木を育む清流川辺川を守る県民の会』というようなところの出ている文書でございました。

熊本河川国道事務所の所長がその前にお見えになられた時、今回の検証では「治水対策案を色々と検討していますので、再度地域住民のご意見を聞きながら検討を進めていく。」というような話を聞いておりました。我々としても、再度、今の予算が凍結の状況でございますので、いろんな形の中でダムが本当に必要であるのかどうかということの検証が必要であると。また、白川の直轄区間で河川改修工事が行われていることを聞いております。国交省の管理区間は小碓橋までで、その上の方は県の方で取り組んでおられるようでございますが、大津町におきましては、錦野地区の圃場整備関連をやった時に、県の方が先行して100mの改修の用地を買っておられますけれども、なかなか改修ができていないというか、工事が進んでいないものですから、20年以上なるかと思っておりますけど、地元住民の皆さんの高齢化が進んでおります。そういうような状況でございますので、ゲリラ雨がどんどん降って参りますと、台風12号・15号の話も聞きますと、一瞬の内、5分も経たないうちに大変な状況となり、逃げ道もなくなる状況になったと。一方、熊本市内は天井川というか、あるいは熊本市の中心街でもございます。これはやっぱり、人の命に替えられないものであるなというような思いもしております。やはり時間的な余裕とか色んなものがやっぱり最低限必要ではないのかとの思いもしております。そう言う意味におきまして、白川に流れ込むところ、阿蘇とか阿蘇谷・南郷谷の方から降った雨が白川を伝って参ります。我々の地域の上の方に瀬田村とか色々ございますけど、あの地域に降った雨はそのまま下に流れ込んで行って白川へ流れるという状況でございます。その間、途中に上井手関連に流れ込んで参りますけれども、昭和55年度もそうだったんですけど、流木が上の方の原野に

降った雨でドーンと出ますから、その里山の流木が流れ込んで来まして、橋にひっかかる、と言うような状況で大津町内についても洪水になるというような状況になっております。

上の方で若干、砂防ダムというか、そういうものをつくって頂いて、時間的な余裕をつくって頂ければどうかと。そこに貯まった水は、強いて言えば熊本市内の生活用水やら地下水のほうに役立つのではないかと。だから、降った雨を一気に有明海に2時間半や3時間で流してしまうのはもったいないんじゃないかなというように思っております。全体的な地理的な状況、いろんな形を考えながら、河川関連の対応をして頂ければどうかというように思っております。いろいろ、我々のところもいつも、立野ダム工事事務所には厳しく言うておりましたように、もう10何年も昔からあれをつくる、これをつくるということで、原石山の調査をしたり、その山を町側でしたり、そのなかで、なかなか前に進んでいないものですから、住民のみなさんも、ちょっと、どうなっているのかなというように状況でございますけれども、おっしゃるように、先ほど、時間的な問題とかいろいろございますけれども、再度、この時期でございますので、今後やはり社会保障の問題や、東日本はじめいろんな形で経済対策もやっていかなくちやならない中でも、やはり、人の命は大切なものでありますので、その辺も十分検討しながら、お互いしっかりとご相談しながらやらせて頂ければなというふうに思っております。

司会)

ありがとうございます。いろんなお話ございました。確かに、白川は阿蘇のカルデラ内に雨が降りまして、そのあとは雨樋のように流れている川でございますので、雨が降ったらそのまま一気に有明海に流れていくと、そういうふうな川でございます。時間を稼ぐなんらかの手段、町長は今、砂防ダムとおっしゃいましたが、そういうふうな治水、あるいは治山上の何らかの手段が必要だというご意見。あるいは、たいへん財政上厳しいので、ダムを早急に、ダムを造るのであれば、早急にやるべきだというご意見。それから、やはり水の有効活用と申しましょうか、濁水等も生じているので、なんらかの形で有効活用のようなことができないかと、そういうふうなご意見だったかと思えます。コメントありますか？

部長)

幾つかございましたけれども、一つは降った雨が一気に流れ出してこないように、という時間的余裕の点。これは本当に避難をする際、いろいろな準備をする上でとても大切なことだと思いますけれども、そういった時間的余裕を持たせるという意味で、貯めものというのはそういう意味でも効き目がございまして、ダムもそうでございますし、本日いくつか示した案の中の遊水地とかそういったものも、いったん降った雨を貯めて後々ゆっくり流すといった意味では時間的余裕を作るといった効果があるのは間違いないではないかという気がします。また流木の話もございました。当然、山自体の整備もするという意味

で砂防事業も大事でございますが、一方では最近の洪水でよくありますが、一洪水あるとダムが流木だらけになって、その撤去をすると、ものすごい量が出てくるというのであります。逆に言えば下流の市街地にその流木が全部流れ込んでいたと思うと非常に恐ろしい思いをすることもある訳でありまして、そういう意味で実はダムが効いているという事例もいくつか見られるということでそういう効果もある。決して予断をもたずに検証するわけですから、ダムの擁護をするわけではありませんが、客観的な事実としてそういったことがある。それと最初の穴あきダムはいかがなものかということでございますが、国土交通省はですね、ダムを造るのはいうのはあくまで治水上必要だから、治水上どうしても地域の安全を守るためにどうするかという。いくつかの河川改修あるいは放水路もあるでしょうし、遊水地もあるでしょうし、ダムもあるでしょうし、河川、河川によっていろんな治水方式があると思いますけれども、そういった治水上の必要性から国土交通省の場合はダムが出て参ります。その時にダムもつくるのでその地域で水道用水あるいは工業用水、農業用水等々必要な部分があるのであれば、これは農水省さん、あるいは厚生労働省さん、経済産業省さんに対して、一緒に乗るつもりはございますかということでお声がけをいたしまして、それぞれ上水道あるいは農業用水あるいは工業用水といった形でじゃあ乗ります、ぜひともそのダムで水が欲しいということでありまして、一緒にして多目的ダムということにして水を貯めましょうというふうになる。これが基本でございます。したがって今回立野ダムについては、利水面での強い要請がなかったということもあって治水だけにしよう。治水だけにしましても、町長さんがおっしゃられたように魚が住みやすくするために常時水を流しやすくするために維持流量を貯め込むダムをつくりましょうという発想もございますが、その時に、近年なるべく治水ダムの場合でも、河川の生態系に負荷をかけない。要はコンクリートで横断するようなものつくって生物が上り下り出来ないものはなるべく避けるべきではないのかという論調が強まってきておりますので、今回立野ダムのような、いわゆる穴あきダムという通常はまったく川の流れを呈していて、上下流生物が行き来出来ますし、洪水の時だけは一時貯める穴あきダムになったということで、ご理解を頂ければと思います。

司会)

ありがとうございました。

本日の資料で、またお気づきの点等ございましたら、事務局の方にご連絡いただくとありがたいと思います。

また、代理でご出席の方におかれましては、帰られて構成員の方にご意見をお聞きいただきまして、事務局の方にご連絡いただければと思っております。

続きまして、その他ということで移っていきたく思います。主要な段階でパブリックコメントを行うこととなつてございまして、今回の検討の場では、概略評価によります治水対策案を抽出いたしまして、次回以降7つの評価軸に従いまして評価を行うことになり

ます。

検討の一つの節目と考えてございますので、今回検討の内容につきましてパブリックコメントを実施したいと考えております。

その内容につきまして、鈴木河川計画課長よりご説明いたします。

河川計画課長)

河川計画課の鈴木でございます。私の方から説明させていただきます。

資料-5でございます。「立野ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について」という資料をご覧ください。

こちらにつきましては、来週の月曜日、17日に、ホームページへの掲載及び記者発表を行うということで考えてございます。

本日、第2回の検討の場を開催致しまして、複数の治水対策案の立案と概略評価による治水対策案の抽出までを提示させていただいたところでございます。今ほどお話ありましたけれども、ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目では、検討の過程において主要な段階でパブリックコメントを行って、広く意見を募集するということになっているところでございますので、今後の検討の参考とさせていただく為に、広く意見を募集するということを考えております。

「資料-5」を見ていただきまして、1. でございます。意見募集の対象でございますけれども、対象といたしましては本日お配りしております「資料-4」の複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について、意見を頂くことを考えております。

2. の募集期間でございますけれども、月曜の10月17日に記者発表した上で、17日から30日間、11月15日必着までと考えてございます。

3. でございます。意見の提出方法でございますが、郵送、FAX、電子メールそれと回収箱への投函と4つの方法を考えてございます。また、資料の閲覧場所につきましてはめくって頂きまして次ページのところにございます。

国土交通省の熊本河川国道事務所の他に熊本県庁さん、関係の土木事務所さん、地域振興局、関係市町村さんの役場の方に置かせて頂くことを考えております。

関係する熊本県さん、市町村さんにおかれましては、ご協力のほどをよろしくお願い致します。

以上簡単ではございますが、パブリックコメントの実施についてご説明を終わらせて頂きます。

司会)

ありがとうございました。それでは、只今のご報告をもちまして、本日予定しておりました全ての議事内容を終了致しました。

最後になりますけれども、河川部長より一言お願い致します。

河川部長)

本日は色々なご意見頂きましてどうもありがとうございました。中にはこんな代替案はとんでもないじゃないかという意見もございましたけれども、予断をもたずに検証するというのでございますので、一応考えられる限りのものをメニューとしてまずはお出しをして、本日頂いたような、こんなものはとんでもないぞといった意見も含めてですね、ご参考にしながら最終案に絞り込んでいきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただければと思います。

また、いま計画課長から説明がありましたとおり、今後一般の方のご意見を募るということでパブリックコメントもやっていき、それも参考に絞り込みたいと思いますし、さらには会議のなかにもございましたけれども、安全度を確保するためのいわゆる時間軸ですね、いつ完成するのかといった観点が本日はお示しをしておりますけれども、次回の絞り込みの段階においては、そういった時間軸も含めた総合的な評価をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

司会)

それではこれで第2回の検討の場を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

了